

ケル差別絶滅方針ノ確立ヲ要求ス。
如 決議ス

昭和十年三月二十四日
全国水平社九州大会

第 弾議案

内務省検閲課糺弾に関する件

提出 嘉穂郡地区協議會

説明

政府は内務省の中に、検閲課を設け、凡ての新聞・小説・書籍・雑誌や廣告のヒラに至るまで、或ひは芝居の脚本や活動写真のフィルムや蓄音機のレコードまで一々嚴重に検閲し、若し社会の安寧秩序や風俗を紊乱するものとして認めたら絶対的権力を以てドシ／＼解虎頒布禁止や出版法・新聞紙法違反として処分じ、これを行つて社会に害毒を流さばい、といふものばかりを許してゐる。

憲法が、此の検閲課は吾々部落大家に対する差別を煽動するやうな出版物・映画等を公然と許可してゐる。しかも最近かうした傾向が若しく強化されてをり全国水平社が取上げたものだけでも多数に上つてゐる。今回、萬朝報紙上に掲載された佐藤中將の差別論文の如きはその最も顯著な一例である。之れは三才の童鬼にも断定できるほど

明瞭な反社会的、不穩當口コソきはまる差別記事であるにも不拘、社会の安寧秩序風俗を紊さざるものとして之れを公然と認許してゐる。このことは現行検閲方針それ自体の中に、差別を支持し助長する封建的・反社会的情性が残存することを立證してゐる。斯くの如き国家の重要機関に於いて差別が支持され助長せられる限り差別撤廢の責を挙げるのが困難である。

殊に検閲課は社会局と同じく内務大臣の管轄下にあり、社会局に於いてはソノにもせよ國民融和の政策を執つてゐるにも拘わらず、一方検閲課の斯かる矛盾行動こそ支配機構内に於けるソノすべり政策の尻尾を自らバクロしたものである。吾々は此の矛盾を中央政府に追求し、萬朝報紙上の差別論文掲載を認許した検閲課を糾弾し、検閲制

度に行ける差別絶滅方針の確保を迫りおはせらる。

実行方法

1. 各支部から一切の差別出版物を各聯合會に、更に全国のものを経本部へ山積して、糺弾の材料とすること。
2. 全国大会の向頭として、萬朝報に差別論文掲載を認許した検閲責任者の免職を迫り、検閲制度に於ける差別絶滅方針の確保を中央政府に要求すること。

